

【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

中小企業等経営強化法のポイント

1. 概要

中小企業等経営強化法が成立し、平成 28 年 7 月より施行されています。中小企業の生産性の向上のために経営力向上計画を作成し、認定を受けることで優遇措置が受けられるものです。同じような趣旨のものはこれまでもありましたが、業種別の特徴を意識している点や、地方の基盤となる中堅クラスの企業の支援も想定されているところが特徴と言えます。

2. 利用者側のメリット

メリット

法律に沿った取組みで生産性が向上することもメリットですが、金銭的な軽減等については、次のとおりです。

償却資産税の軽減

金融支援

ものづくり補助金での審査の際の加点



3. 償却資産の軽減

経営力向上計画に基づき、160 万円以上で生産性を高める機械装置として所定の要件を満たすものを取得した場合には、最大 3 年間、償却資産税が 2 分の 1 となります。

メリット

1

償却資産税の税率が年 1.4% なので、ある程度の金額の資産購入でないと大きなメリットはありませんが、後述するとおり比較的簡単な手続きで、業種や設備についても幅広く受けられるので、高額な資産を取得する際にはご検討いただく価値はあると考えております。

4. 金融支援

メリット

2

所定の認定を受けた場合に、低利融資や債務の保証など、通常より有利な条件で融資を受けたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができます。

なお、あくまで融資の実行には当該金融機関の審査が必要となるので、認定を受ければ融資を受けられるということではありません。

メリット

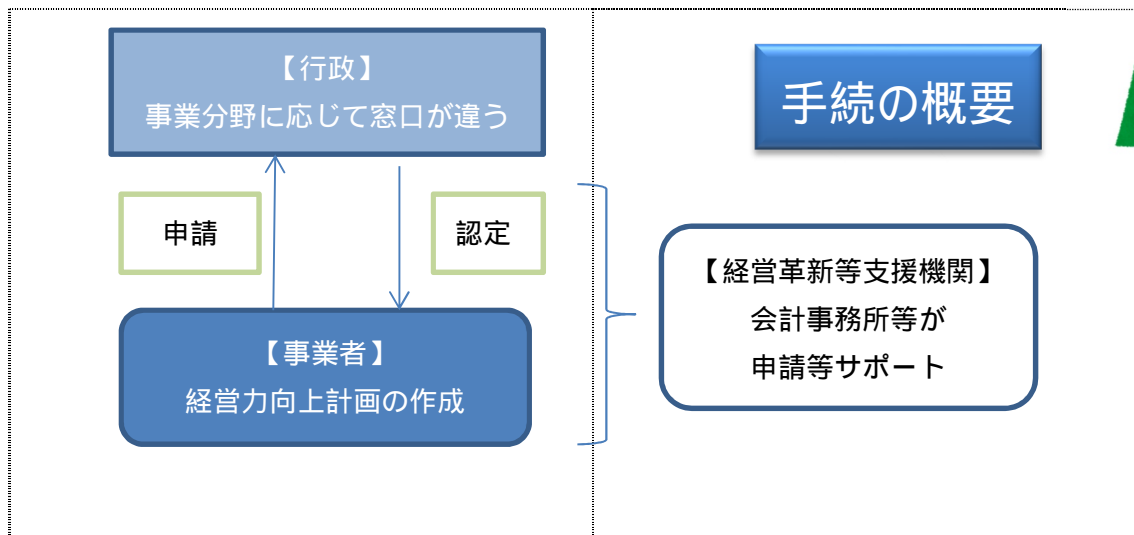
3

5. ものづくり補助金

経営力向上計画の認定の有無が、ものづくり補助金の審査項目になります。執筆時点で募集されているものについては、申請時点で認定に至ってなくても利用可能です（認定を受けていないと不利になるので、ものづくり補助金の申請の際には実質的に必須になると予想されます）。また、今後、他の補助金でも同様の措置が取られる可能性があります。

6. 認定の手続の概要

次のとおり、申請する事業分野に応じた主務大臣に対して申請し、認定を受けます。また、一連の作業について、経営革新等支援機関がサポートします。



7. 事前の準備

経営力向上計画を作成する必要がありますが、A4で2枚程度となりますので、会社で難しい場合には経営革新等支援機関である会計事務所等に相談すれば作成できるものと考えられます。

それ以外に、次のような事前準備が現実的に必要になります。

① 償却資産税の軽減については、取得日から60日以内に計画が行政に受理される必要があるため事後の申請でも不可ではありませんが、上記の証明書の発行に時間がかかる可能性があるので、証明書は早めに取得する必要があります。

金融支援の場合には上記のとおり融資の実行には審査が必要なため、現実的には金融機関と合意してから申請するのが望ましいでしょう。



ポイント

償却資産税の軽減を受けたい場合 工業会等による証明書の発行を受け る。	②金融支援を受けたい場合 事前に金融機関に相談する。
---	-------------------------------

8. 経営力向上計画の作成について

自社の経営状況

この部分については、売上高増加率等、数値を使った分析を記載することが想定されています。

経営状況の分析については、簡単な方法として、「ローカルベンチマーク」の活用が併せて紹介されています。

指標の種類

事業分野別の指針により指標が定められておりますので、該当する分野の指標を利用します。

また、事業分野別の指標が無い場合でも、基本方針に従って申請することは可能なので、その場合には労働生産性を指標として利用します。

9. その他注意事項等

注意

主な注意事項は次のとおりです。

! 会計税務上で機械装置にしていけないようなものでも償却資産税の軽減を受けられる可能性があります。ただし、償却資産の申告上で機械装置としなければならないかもしれませんので、所轄の市町村への確認が必要となります。

! 認定後にも行政への事後報告は必要となります。

! 認定が年末までに受けられない場合には、償却資産税の軽減は制度上2年間となってしまいます。

10. 最後に

お問い合わせ

金銭的なメリットは今のところ限定的と言えなくもないですが、手続きも簡単なので、ご検討いただく価値はあるものと考えております。

また、補助金については、他の補助金でも同様に扱われる可能性もあり、実質的に本制度の認定が必須になるかもしれません。

生産性の向上に取り組むということはいずれの会社様にとっても必要となりますので、自ら行うのが難しいという場合には会計事務所等に気軽にご相談いただければと思います。

